

(目的)

冬期間の積雪による通行確保、組合会員企業（従業員等）の身体的負担や労働能率の増進のため、組合会員企業に除雪機を無償で貸付け、働き方改革推進支援を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

除雪機の貸付けを受けようとする組合会員企業は、小型除雪機借入の連絡を組合事務局又は理事長へ会社名(運転者名)、使用時間の目安を連絡する。

(貸付けの許可)

組合事務局又は理事長より、貸付けを許可された組合会員企業は、小型除雪機貸付においての注意事項、運転・作業を確認、承認したものとする。

除雪作業に当たり第三者に及ぼした損害の責の負担は組合会員企業の負担とする。

(貸付時間)

除雪機を貸し付ける時間は、積雪の状況にもよるが、2時間以内の目安とする。

(返却等)

組合会員企業は、貸付時間が終了したときは、速やかに組合事務局又は理事長に返却しなければならない。

使用した燃料については満タンにして返却すること。

除雪機使用中に伴う軽易な修繕に要する費用の負担があった場合は、借受組合会員企業の負担とする。

但し、除雪機本体の材質上、又は、加工組立上の欠陥に対しては補償の対象として、組合事務局で対応します。

また、借受組合会員企業がその責めに帰すべき事由により除雪機の返却ができないときは、除雪機の対価を限度として、これを弁償しなければならない。ただし、理事会でやむを得ない事情があると認められたときは、この限りではない。

必要な事項が出た場合はこの限りではない。